

令和2年度第1回富士市こどもの権利条例策定懇話会
議事録

日時：令和2年10月29日（木）18：30～20：00

場所：消防庁舎7階会議室

【出席者】 委員 10名
オブザーバー 1名
事務局 6名

1 （仮称）富士市こどもの権利条例について

条例に期待すること

- ・ 自分が子育てする立場になって、子どもたちが学校に行きたくないという環境になって欲しくない。もしなった際には、周りがサポートしてくれる体制がある市になって欲しい。
- ・ アンケートの中の「あなたにとって安心出来る場所はどこですか。」という問いに対する放課後児童クラブの数字が低かったため、幅広い子どもが過ごしやすい市になってくれると嬉しい。
- ・ 条例が既に策定されている自治体を見ると、救済機関があり、富士市の条例についても、そのような救済機関を設置し、誰もが声を上げられる環境作りを期待する。
- ・ 条例を作る以上、宣言のようなものではなく、子どもの権利が保障されるように動いていくものを作らないといけない。救済機関と計画の進行管理の仕組みを考えていかななくてはならない。静岡県にも相談機関はあると思うが、自ら専門の相談機関に内容を整理して持っていかないと相手にしてくれないのが実態である。何に悩んでいるのかを整理しなくてもいい、困った感レベルでいい、なんでも相談できる窓口が必要。救済機関側に解決への道筋を見立てていく力が必要だと考える。

2 （仮称）富士市こどもの権利条例策定懇話会に向けた取組について

- ・ 様々な所に出向いて意見聴取することだが、委員の中から行ける人がいれば、一緒に行くということも大切である。

3 令和元年度 アンケート調査結果について

- ・ 子どもに対するアンケートは継続的に行う必要がある。継続的にやらないと今、市の子どもたちがどういった状況にあるのか、どういった風に変化しているのか見えない。条例で基礎付けていくことも大切である。

4 意見交換

- 条例ができて子どもに関わるものが横断的に実施されていくことを期待している。
- 意見表明するというのは、応答性の良い環境の中で大人がいっぱい答えてあげることが大切であり、条例の中にも盛り込めたらと考えている。
- 相談するともっと何かされるという気持ちがあって、相談できない現状である。

5 次回までに各委員が確認しておくこと

- 全国にこどもの権利に関する条例は 50 程度あり、それぞれに特色があるため、その中から興味があるものを各自持ち寄る。
- 今後、啓発チラシを第 2 弾、第 3 弾と作成する予定であり、今後作成する啓発チラシに取り入れてみたい内容などを考えておく。